

議案第8号

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月19日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市建築関係手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第3号中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

別表第1の3の項事務の欄中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表6の項の事務の欄中「に同法第87条の2第1項」を「に同法第87条の4」に、「及び同法第87条の2」を「及び同法第87条の4」に改める。

別表第2の1の項事務の欄中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表9の項を次のように改める。

9	法第48条第1項から第14項までのただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項におい	用途地域等における建築等許可申請手数料	199,000円（法第48条第16項第1号の規定に該当する場合にあっては132,000円、同項第2号の規定に該当する場合にあっては169,000円）
---	--	---------------------	--

	て準用する 場合を含 む。)の規 定に基づく 建築等の許 可の申請に 対する審査		
--	--	--	--

別表第2の12の項事務の欄中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同表40の項事務の欄中「第86条の8第1項」を「第86条の8第1項又は第87条の2第1項」に改め、同表41の項事務の欄中「第86条の8第3項」を「第86条の8第3項（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同表55の項を同表56の項とし、同表54の項金額（1件につき）の欄第1号中「53の項」を「54の項」に改め、同欄第2号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同号ア中「53の項」を「54の項」に改め、同項を同表55の項とし、同表53の項金額（1件につき）の欄中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項を同表54の項とし、同表52の項金額（1件につき）の欄中「50の項」を「51の項」に改め、同項を同表53の項とし、同表51の項金額（1件につき）の欄中「50の項」を「51の項」に改め、同項を同表52の項とし、同表50の項を同表51の項とし、同表49の項金額（1件につき）の欄第1号中「48の項」を「49の項」に改め、同欄第2号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同号ア中「48の項」を「49の項」に改め、同項を同表50の項とし、同表48の項金額（1件につき）の欄中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項を同表49の項とし、同表中47の項を48の項とし、46の項を47の項とし、同表45の項金額（1件につき）の欄第1号中「44の項」を「45の項」に改め、同欄第2号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同号ア中「44の項」を「45の項」に改め、同項を同表46の項とし、同表44の項金額（1件につき）の欄中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項を同表45の項とし、同表中43の項を44の項とし、42の項を43の項とし、同項の前に次の1項を加える。

42	法第87条 の3第5項 又は第6項 の規定に基	一時的用 途変更許 可申請手 数料	(1) 用途を変更して興行場等とする場合 135,000 円 (2) 用途を変更して特別興行場等とする場合 181,000 円
----	----------------------------------	----------------------------	--

づく建築物 の一時的な 用途の変更 の許可の申 請に対する 審査	
---	--

#### 附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。

#### 提案理由

建築物の一時的な用途の変更の許可等に係る手数料を徴収するため、及び建築基準法の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたこと等による所要の条文整備を行うため、本案を提出する。